

5つの充実

自助・互助・共助・公助のしくみが
“充実”した地域福祉のまちづくりをめざします。

- 1 人口推移から考える まちづくりと人材養成 055
- 2 多職種連携の推進 059
- 3 みんなでつくる地域福祉コミュニティ 061
- 4 福祉総合相談における支援・コーディネート のしくみづくり 083
- 5 社会福祉法人・事業者・社会福祉協議会・行政連携のしくみづくり 097

01

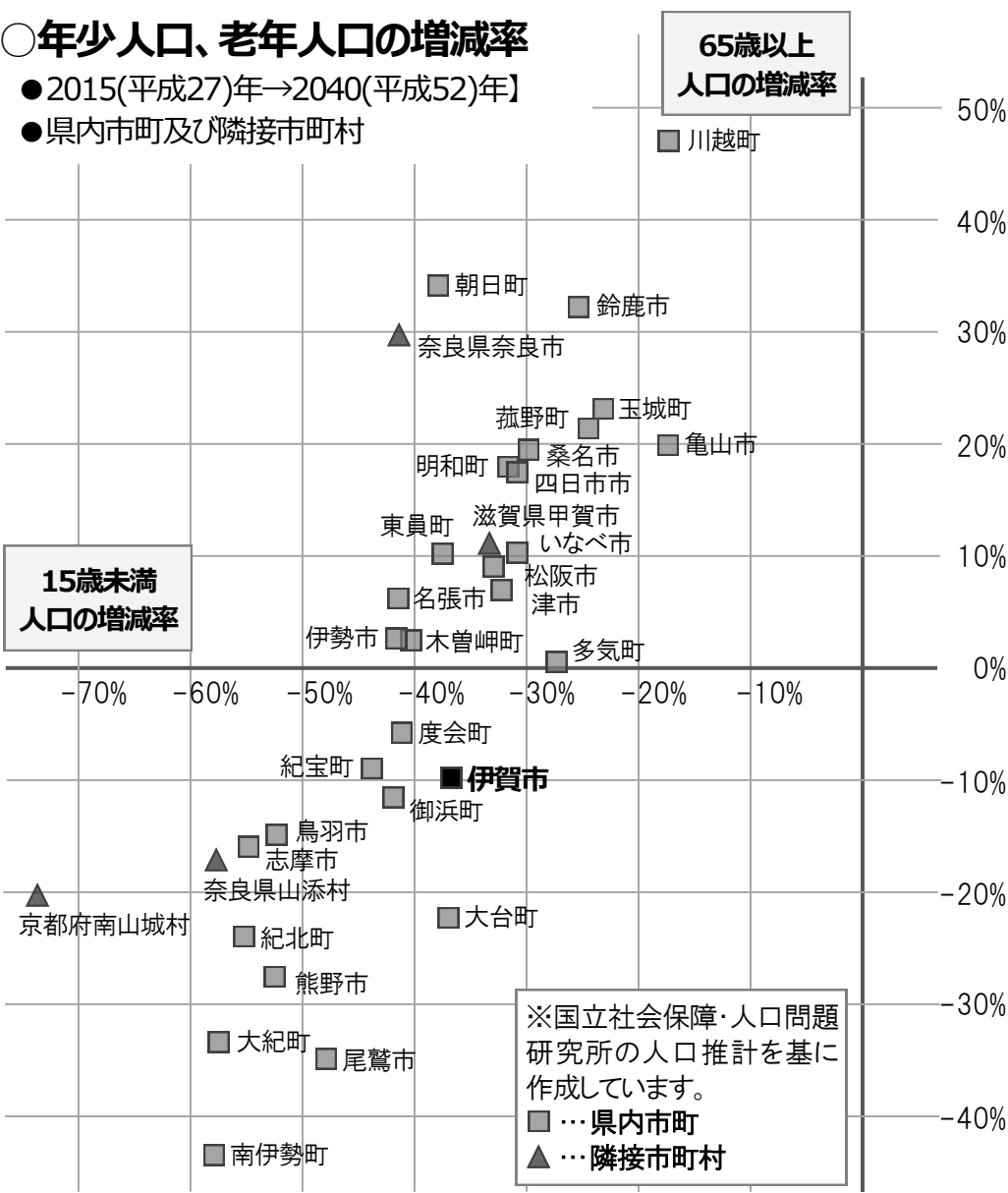
伊賀市は、年少人口、老年人口ともに減る時代に入ります。

伊賀市は、これから年少人口、老年人口ともに減る時代に入ります。
2040(平成52)年の年少人口は、2015(平成27)年と比べ、約37%減少し、また老年人口も、約10%減少すると推測されています。
人口は、3つの減少段階※35ですすむと言われており、その減少段階の第2段階からは、急速に人口が減少と言われていています。
伊賀市は、すでに第2段階に入っています。
人口や人口構造(年少人口、生産年齢人口、老年人口)の動向を考えた地域福祉の推進に努めていきます。

02

人口減少が、地域コミュニティの弱体化を引き起こすとも言われています。

人口減少は、労働力人口の減少による供給力の減退や消費の減少、市場の縮小による地域経済の衰退、さらには、高齢化がすすむことにより介護や医療などの社会保障経費が増大することが考えられます。
さらに、人口減少は地域活動の担い手が減少し、地域交流を減退させ、地域コミュニティの弱体化まで引き起こしてしまうとも言われています。
伊賀市は、これから年少人口、生産年齢人口、老年人口ともに減少する時代に入りますが、75歳以上の人口の割合は大きくなることが推測されています。(P16参照)
そして、今後も平均寿命が延びると予測されていることから、個人や地域による予防活動により健康寿命を延ばすとともに、元気に歳をとるための取り組みが大切になってきます。
あわせて、今後の伊賀市づくりの視点からも、早急に少子化対策に取り組むことが必要であると考えます。



※35 「3つの減少段階」とは、3つのプロセス(第1段階:老年人口増加+生産・年少人口減少、第2段階:老年人口維持・微減+生産・年少人口減少、第3段階(老年人口減少+生産・年少人口減少)をさします。

増田寛也+人口減少問題研究会「2040年、地方消滅。『極点社会』が到来する」、『中央公論』2013年12月号、中央公論新社

03

医療や介護などにたずさわる人材づくり
をすすめ、安心したまちづくりをめざします。

伊賀市では、人口減少とともに生産年齢人口の減少もすすみます。
一方、老年人口のうち75歳以上の高齢者割合が高い状況になる(P16参照)と推測されており、医療や介護の支援を必要とする人の割合も高くなると考えられます。

厚生労働省では、2025(平成37)年までに、全国で、看護師20万人、介護職員38万人が新たに必要になる※36と推計されています。

伊賀市においても、すべての市民が安心して生活できるよう、必要となる人材の分析を行うとともに、専門機関、社会福祉協議会、教育委員会、行政などが連携し、地域福祉の“気づき、学び”の実践をもとに、医療や介護にたずさわる人材づくりをすすめます。

04

地域予防活動で、地域コミュニティの
弱体化も予防しましょう。

この計画の指標としている「地域予防対応力」の分析から、医療や介護が必要な状態を予防するための、個人や地域での取り組み、いわゆる自助・互助の取り組み状況が見えてきました。

この自助・互助の取り組みには、「サロンへの参加者数」や「シルバー人材センター登録者数」「いが見守り支援員数」などの指標を用いていますが、これらは、地域コミュニティづくりにもつながる活動です。

地域予防対応力の分析で、すでに地域コミュニティの持続につながる、地域による、地域のための活動(＝地域予防活動)が地域ぐるみで行われていることが分かりました。

これらの個人や地域による予防活動は、人口減少による**地域コミュニティの弱体化予防**にもつながる活動であり、今後も、地域による予防活動への総合的な支援を推進していきます。



※36 看護師については、「第7次看護職員需要見通しに関する検討会報告書／2010(平成22)年12月21日」において、2025(平成37)年には全国で新たに最大20万人必要であるとされています。また、介護職員については、「2025年に向けた介護人材にかかる需給推計(確定値)／2015(平成27)年6月24日」において、2025(平成37)年に向けては、37.7万人の介護人材の需給ギャップがあるとされています。

2 多職種連携の推進

01

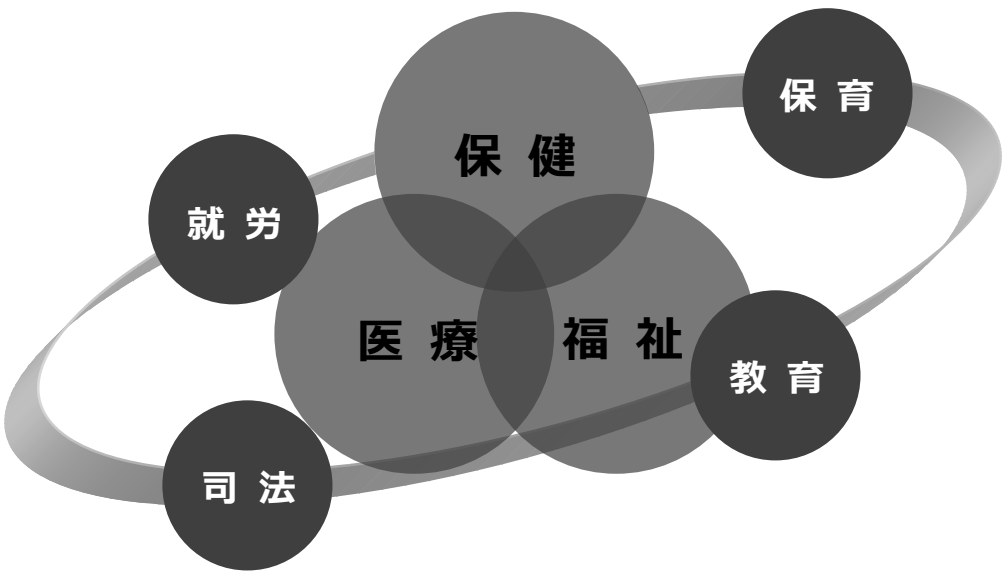
必要な時に、必要なサポートができる体制づくりをすすめます。

住みなれた地域で自分らしい暮らしを、人生の最期まで続けることができるための専門機関のネットワークづくり(多職種連携)をすすめます。

多職種連携では、保健・医療・福祉分野の連携を深め、必要な時に、必要なサポートができる体制づくりをすすめ、医療ニーズのある人が在宅で安心して生活できるまちづくりをめざします。

あわせて、保健・医療・福祉分野による連携を中心に、保育・教育・司法・就労など、対象者に応じた専門機関ネットワークが、さらに強化された体制づくりをめざします。

○専門機関によるネットワーク（イメージ）



【5つの充実】
②多職種連携

02

地域包括ケアシステムには、“本人や家族の選択と心構え”が必要です。

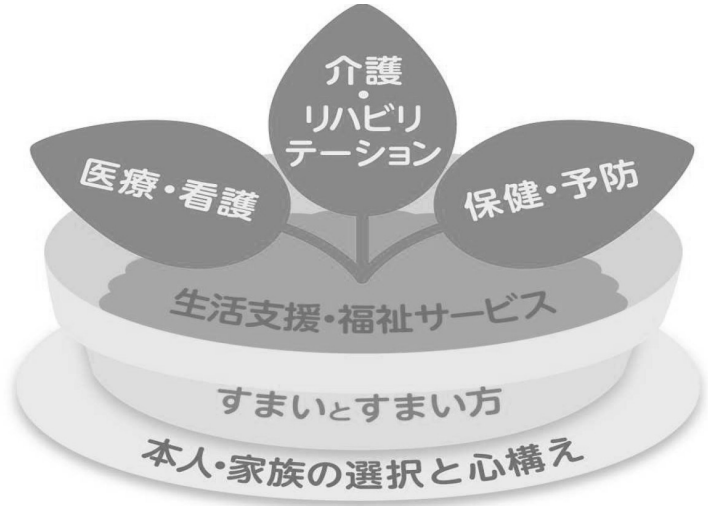
地域包括ケアシステムは、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるしくみづくりをめざすものです。

伊賀市がめざす地域包括ケアシステムでは、「個別支援・家族支援」の視点でのしくみづくりをすすめます。

伊賀市がめざす地域包括ケアシステムが、より効果のあるしくみとするためには、専門機関のネットワークづくりとあわせて、本人や家族の選択と心構え(「何がしたいか・どうしたいか」を、個人や家族で決めること)が大切です。

地域包括ケアシステムは、すべての市民でつくりあげていくものです。

○地域包括ケアシステムの捉え方



出典：2013(平成25)年3月 地域包括ケア研究会報告「地域包括ケアシステムの構築に向けた今後の検討のための論点」

07-3

3 みんなでつくる地域福祉コミュニティ

【5つの充実】
③ 地 域 福 祉
コ ミ ュ ニ テ ィ

- 1

地域福祉活動の「場」と
地域支援を行う「人」の充実

063
- 2

地域課題の解決に向けた地域の取り組み支援

067
- 3

地域づくりにつながる“人づくり”

073
- 4

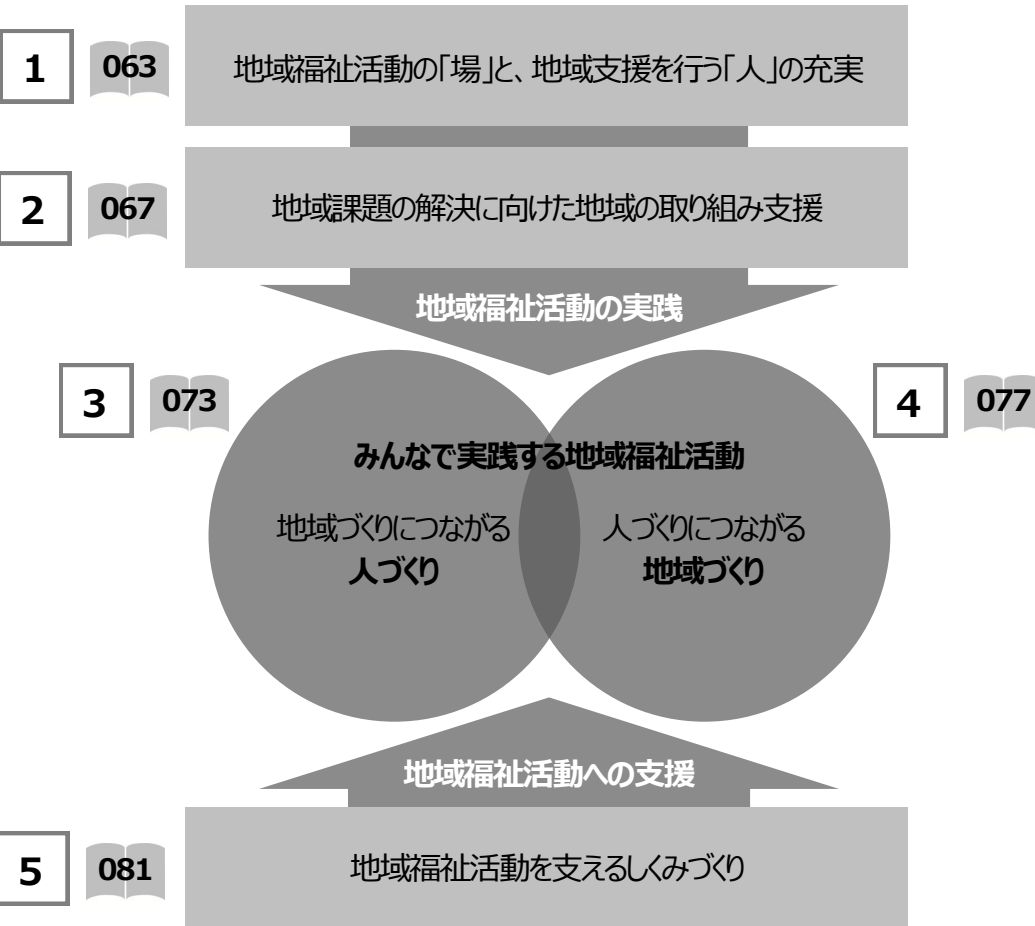
人づくりにつながる“地域づくり”

077
- 5

地域福祉活動を支えるしくみづくり

081

○「みんなでつくる地域福祉コミュニティ」は、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」で示す、今後5年間に重点的に取り組む地域福祉活動の方向性をまとめたものです。



07-3-1

1 地域福祉活動の「場」と、地域支援を行う「人」を充実します。

01

全ての地域への「地域福祉ネットワーク会議」の設置に向け支援します。

公的な制度では対応できない日常生活上の多様なニーズがある中で、地域の生活課題やニーズを把握・共有し、地域の生活課題を地域全体で支えるしくみを、それぞれの地域でつくっていくことが求められています。

伊賀市では、2018(平成30)年度までに、課題解決に向けた検討を行う場となる「地域福祉ネットワーク会議」を全ての地域に設置できるよう、社会福祉協議会がその立ち上げ支援を行います。

さらに、地域の状況に応じて、自治会単位での見守り活動に取り組んだり、福祉課題を地域福祉ネットワーク会議に提言する“地域会議”の設置に向けた支援も行います。

02

「地域福祉ネットワーク会議連絡会」の立ち上げをすすめます。

社会福祉協議会が事務局となり、住民自治協議会単位で設置された、地域福祉ネットワーク会議相互の情報交換の場となる「地域福祉ネットワーク会議連絡会」の立ち上げをすすめます。

地域福祉ネットワーク会議連絡会は、地域包括ケア圏域単位や支所単位などでの立ち上げも含め、各地域における地域福祉活動の情報交換の場になるとともに、地域福祉施策の改善や創設、地域支援のあり方の検討につながる意見交換の場になることも想定してすすめます。

また、地域で展開されている地域福祉活動の実践発表会などの開催にもつながる取り組みとしてすすめます。

○地域福祉ネットワーク会議、地域会議（イメージ）

第3層
【住民自治協議会
を中心とした範囲】

地域福祉ネットワーク会議（住民自治協議会単位に設置）
＜主な構成員＞
住民自治協議会、自治会、地域企業、民生委員児童委員、福祉サービス事業所、地区市民センター、ボランティア団体、社会福祉協議会などの関係者



第4層
【自治会や区】

地域会議（自治会単位に設置）
＜主な構成員＞
自治会長、民生委員児童委員、住民自治協議会福祉部会委員など

地域の状況に応じて、地域福祉ネットワーク会議の立ち上げ支援とともに、第4層(自治会や区)での活動を行うための検討の場の設置も支援します。

○第2次伊賀市地域福祉計画では、これらの組織を「地域ケアネットワーク会議」という名称を用いていましたが、介護保険法で法制化された、個別支援手法である「地域ケア会議」と名称が似ており混同するおそれがあることから、第3次伊賀市地域福祉計画では「地域福祉ネットワーク会議」として表現します。

○地域福祉ネットワーク会議や地域会議は計画の中で用いる名称であり、実際に地域で立ち上げる組織名を統一することをめざしたものではありません。

03 「地域福祉コーディネーター」による、 地域福祉活動を充実します。

2015(平成27)年からの新しい介護保険制度では、生活支援や介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート役となる「生活支援コーディネーター」の配置が位置づけられました。

伊賀市では、社会福祉協議会に配置している、地域支援担当者(エリア担当者)を、地域支援と生活支援コーディネートを一体的かつ専門的に行う「地域福祉コーディネーター」として位置づけ、社会福祉法人や行政などと連携した地域福祉活動を充実します。

また、社会福祉協議会では、地域支援を軸とした組織体制の見直しもすめ、本所、3つの圏域センター機能、6つの地域センターにより、社会福祉協議会が組織的に地域支援を行う体制づくりをめざします。

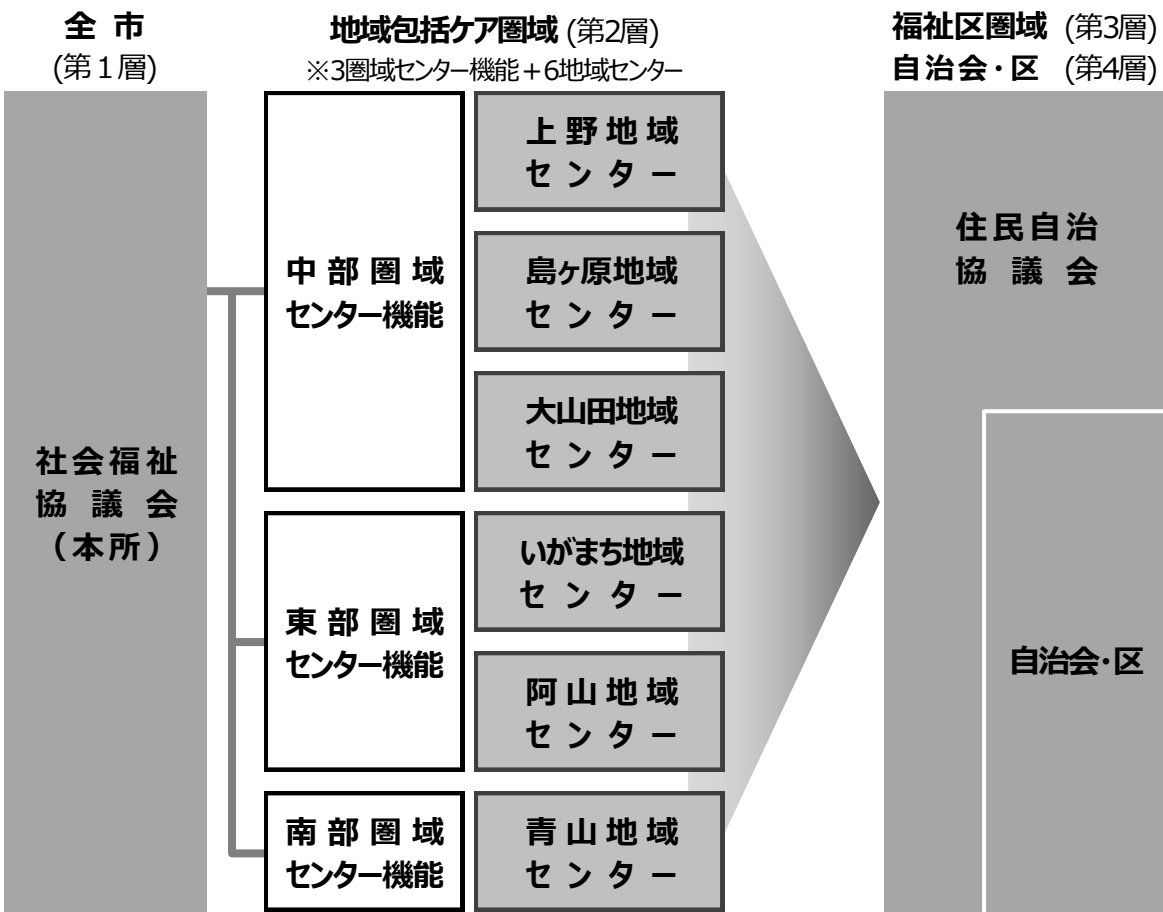
04 地域福祉コーディネーターによる、 戦略的な地域支援を行います。

地域福祉コーディネーターは、地域の活動状況等に応じて、3つのパターンを活用して、戦略的に地域福祉ネットワーク会議の立上げ支援や運営支援を行います。

○地域福祉ネットワーク会議の戦略的な設置支援(3つのパターン)

- 1)新たに設置
- 2)地域で実施している生活支援サービスの運営検討の場を活用
- 3)自治会単位の地域会議を設置し、自治会単位での生活支援サービスを展開する中で、住民自治協議会へ協議体を設置

○社会福祉協議会の組織体制と支援体制（イメージ）



○6つの地域センターに地域福祉コーディネーターを配置するとともに、3つの圏域センター機能に統括担当者の配置をすすめ、社会福祉協議会が組織全体で地域支援を行う体制づくりをめざします。

07-3-2

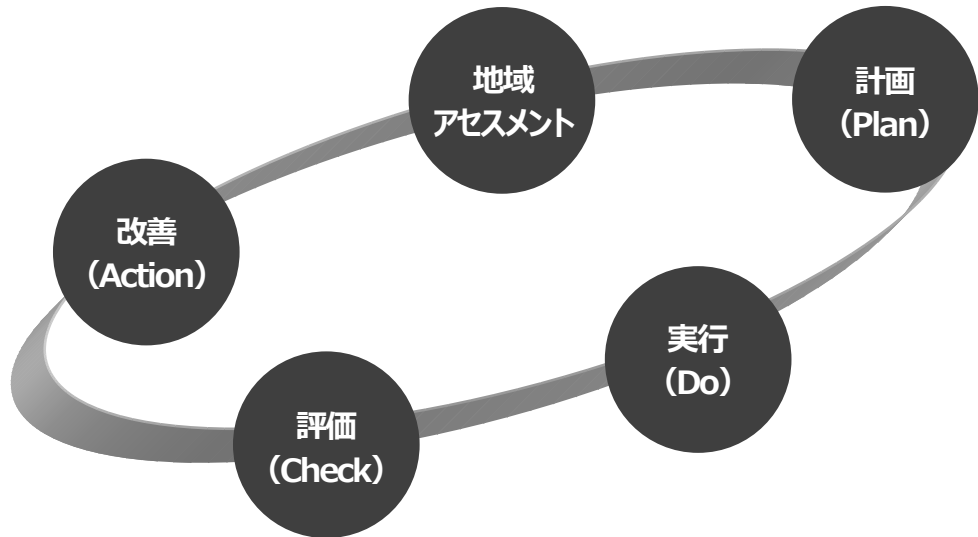
2 地域課題の解決に向けた地域の取り組みを支援します。

【5つの充実】
③ 地域福祉
コミュニティ

ここから始める お互いさま



○地域課題の解決に向けた取り組みの流れ



01 地域みなさんと一緒に、
地域課題の解決に取り組みます。

地域課題の解決に向け地域全体で向け取り組む活動、すなわち地域福祉をすすめるため、社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターが中心となつて、「地域アセスメント」による地域データの分析を行うとともに、地域における取り組み支援を、社会福祉法人や行政などと連携して行います。

地域における取り組み支援では、地域課題への関心を高める働きかけや、きっかけづくり、組織化支援、活動支援など、「人づくり・しくみづくり・地域づくり」を、地域と一緒に考え、取り組み、効果を検証し、さらなる取り組みにつなげるPDCAサイクルによりすすめます。

02 「お互いさま」のきっかけは、“知る”からはじまります。

社会が変化する中、人と人との互いへの関心が見えにくくなっています。いま一度、「お互いさま」を見直す必要があり、そのきっかけは、互いに知り合い、共有することからはじまるのではないのでしょうか。

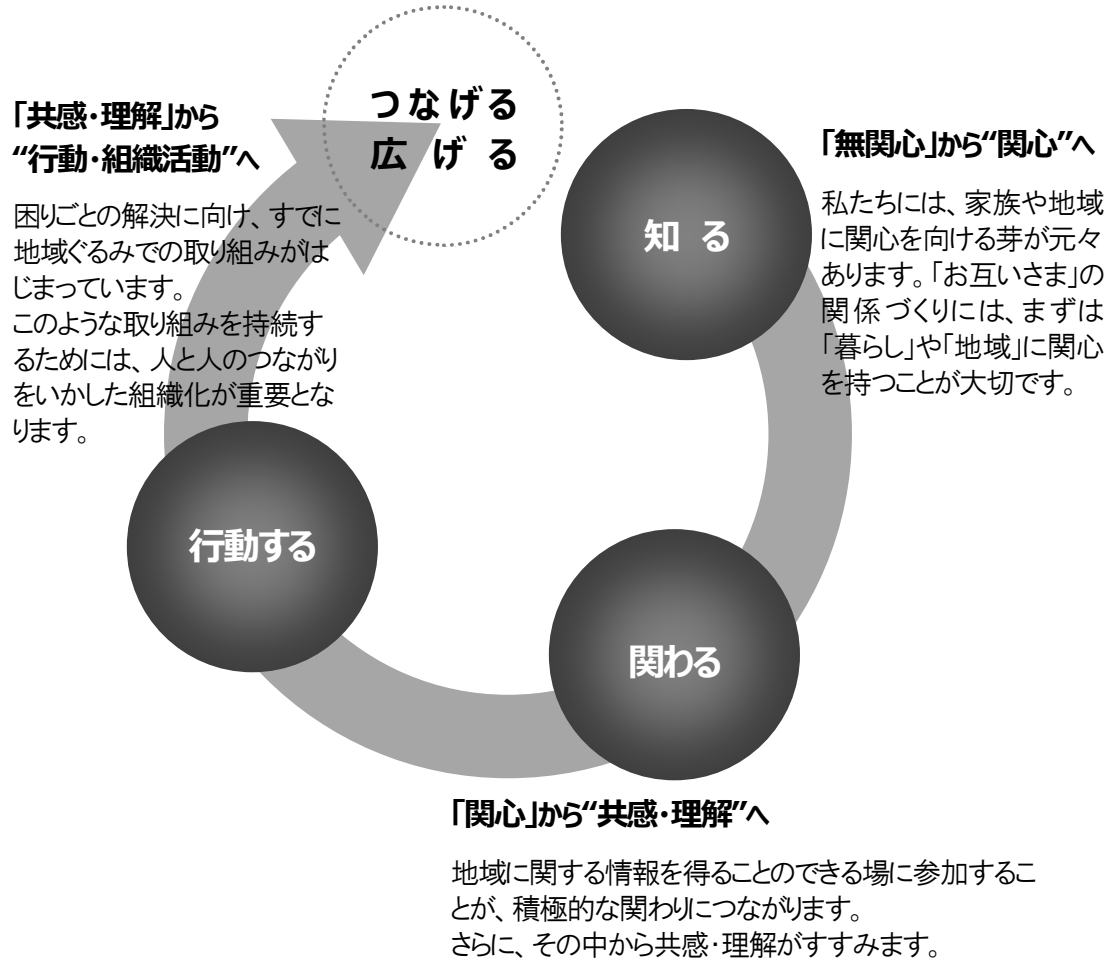
03 「見守り」は日常生活の活動の一つです。

「見守り」は「見張り」ではありません。日々の生活の中で関わり、互いに気づかう関係が「見守り」です。
地域で困っている人を見かけたら声をかけて下さい。
ゆるやかな関わりの中で、気づいて、声をかけ、話を聞き、時には「おせっかい」「ほうっておけない」と必要な支援(機関)につなげる行動が大切です。

04 一人ひとりの活動から、地域ぐるみの活動へ

誰もが、地域で安心安全な「自分らしい暮らし」を願っています。
そのためには、さまざまな制度や支援だけでなく、地域における助け合いや支えあいが必要です。
伊賀市では、すでに、地域による日常の見守り活動や子育て支援などの地域福祉活動が活性化しつつあり、また、その活動を支える組織も立ち上がってきています。
一人ひとりの活動から、地域ぐるみの活動へつなげてみませんか。

○地域福祉活動の流れ（イメージ）



05

「人づくり・しくみづくり・地域づくり」につなげる支援を行います。

福祉のまちづくりには、地域における支え合いから見えてきた困りごとをきっかけに、必要な「支援につなげる」、多くの情報を整理し「地域活動につなげる」、市民相互の関心を高めていく「働きかけ」が重要です。

市民一人ひとりが主人公になり、人と人とのつながりをもって安心して暮らし続けられる地域づくりに向け、地域福祉コーディネーターが中心となって、「人づくり・しくみづくり・地域づくり」の視点で、「支援につなげる」「地域活動につなげる」「働きかけ」の3つの活動での地域支援を行います。

06

生活のしづらさを、地域で支える活動を支援します。

すべての市民が住みなれた地域で安心して暮らし続けるためには、家族や友人、隣人、地域の人との関係を築いていくことが大切です。

身近な人に支えられることで、生活のしづらさがやわらぎ、また安心した暮らしにもつながると考えます。

地域の中でつながりや交流を深めながら、温かく見守り、時にはおせっかいを受け入れる、「かかわりや絆」をいかした地域づくりが大切です。

このような地域づくりをめざし、地域福祉コーディネーターがあらゆる組織と協力しながら、地域とともに、地域での生活を望む人が、安心して地域で暮らし続けられるための支援を行います。

07

地域の集う場、活動する場づくりの支援を行います。

地域福祉活動は、集える場や話し合いができる場が充実することで活性化していきます。

伊賀市では、地域での見守り活動や、子育て支援などの地域福祉を支える活動が増えてきています。そして、このような活動を支える組織も生まれてきています。

地域福祉コーディネーターは、地域ぐるみでの助け合い、支え合いの意識の向上や組織づくりとともに、地域の人が集える場、地域課題の解決に向けた活動の場づくりを支援します。

08

災害時にもいさせる、見守り体制づくりの支援を行います。

災害時は、「普段できている事もできない。普段できない事は絶対にできない。」とも言われており、災害時にも対応できる地域づくりが大切となります。

社会福祉協議会や行政などが連携し、できるだけ身近な関係の中での見守り支援活動など、災害時にも地域ぐるみで活動できる基盤づくりに向けた支援をすすめます。

01

地域福祉は、
“気づき、学び”からはじまります。

地域福祉活動をすすめるためには、市民一人ひとりが地域のさまざまな課題に“気づき”、課題解決に向け自ら取り組む必要性を“学び”、実践し、次の活動につなげ、さらに広げていくことが大切であると言われています。

社会福祉協議会では、さまざまな“気づき、学び”を大切にした地域支援の取り組みとなる「福祉教育」を、これまで学校、地域それぞれで行ってきました。

今後は、学校も地域の一員と捉え、教育(学校教育、生涯学習)と地域福祉が連動した福祉教育の実践を、市民、地域と共に、“気づき合い、学び合い”ながらすすめていきます。

02

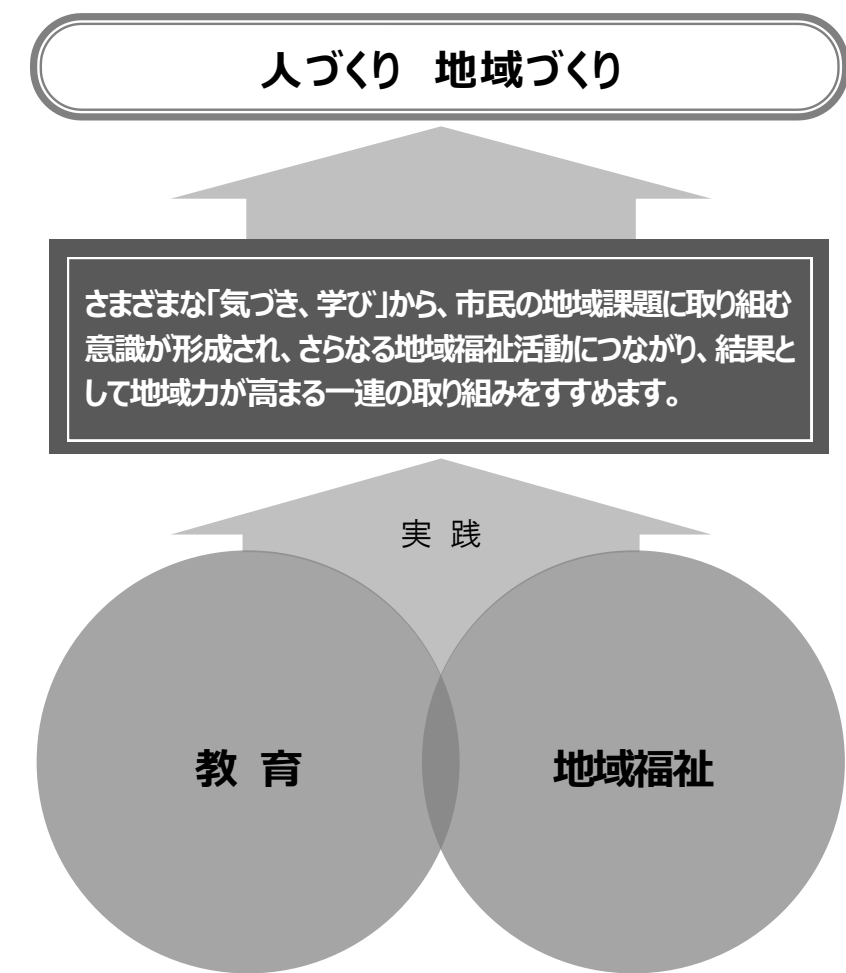
「学びの場」づくりを支援します。

伊賀市全体の地域福祉をすすめるため、教育関係者や福祉関係者などによる研究や研修の場づくりをすすめます。

また、地域を基盤とした地域福祉をすすめるため、地域福祉コーディネーターが、プラットフォーム※37などの手法を活用した、学校や住民自治協議会、社会福祉法人、関係団体等で構成する「学びの場」づくりを支援します。

あわせて、社会問題や防災活動などを地域福祉活動につなげたり、学校の総合学習や地域での勉強会などを地域福祉の視点で考えるプログラムづくりなどの検討も行います。

○教育と地域福祉の連動（イメージ）



○社会福祉協議会が中心となって、福祉教育が果たす役割や機能などを検討するとともに、関係専門職による地域へのアプローチや支援の考え方などをまとめた「福祉教育推進指針」を策定し実践します。

※37 「プラットフォーム」は、地域活動への参加、地域の課題の考察など、いつでも、誰でも、どこでも学べる機会と学習内容を一緒に考えるネットワークのしくみのひとつです。新しい発想が生まれ、身近なところから改善を試みることが期待されます。

03 地域福祉の担い手となる人材を育成します。

地域福祉活動の担い方には、自発的かつ相手から報酬を求めない「ボランティア」と、サービスに対して一定の義務と報酬をとる「コミュニティサービス」があります。

すでに伊賀市では、ボランティア、コミュニティサービスを導入した地域福祉活動が展開されています。

社会福祉協議会では、今後も、地域課題の解決に向けた専門的な知識を得るための「市民ふくし大学講座」を継続し、地域ぐるみによる福祉活動の活性化に向けた総合的な人材育成を行います。

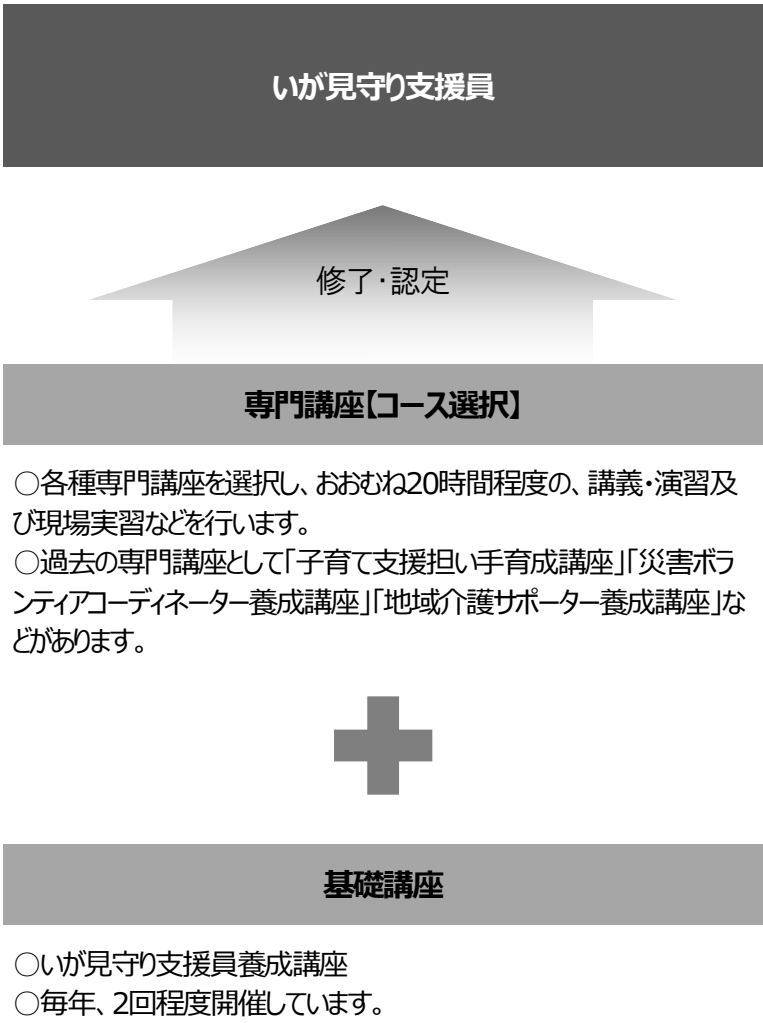
また、企業や行政が開催する講座の活用など、あらゆる機関との連携した人材育成にも努めます。

04 地域における人材育成活動の支援を行います。

だれもが住みなれた地域で安心して暮らすためには、市民の地域福祉活動への参加が大切となります。

地域における、集いの場や活動の場の運営を担う人材育成や、いが見守り支援員による組織化など、地域福祉コーディネーターが中心となって、地域における人材育成活動の支援を行います。

○市民ふくし大学講座（イメージ）



07-3-4

4人づくりにつながる“地域づくり”をすすめます。

01

コミュニティビジネスの手法を活用した地域づくりに取り組みます。

少子高齢化や人口減少とあわせて、価値観の多様化がすすんでいます。
伊賀市では、これまで住民自治活動の活性化をめざした「福祉でまちづくり」をすすめてきました。
さらに今後は、これまでの取り組みに、就労や環境、農工商業、学術などさまざまな分野と協働する発想を取り入れた「福祉なまちづくり」に取り組みます。
福祉なまちづくりに向け、地域が主体となり、地域の資源をいかし、ビジネスの手法を取り入れて課題解決する「コミュニティビジネス」を活用した地域づくりに取り組みます。

【5つの充実】
③ 地域福祉
コミュニティ

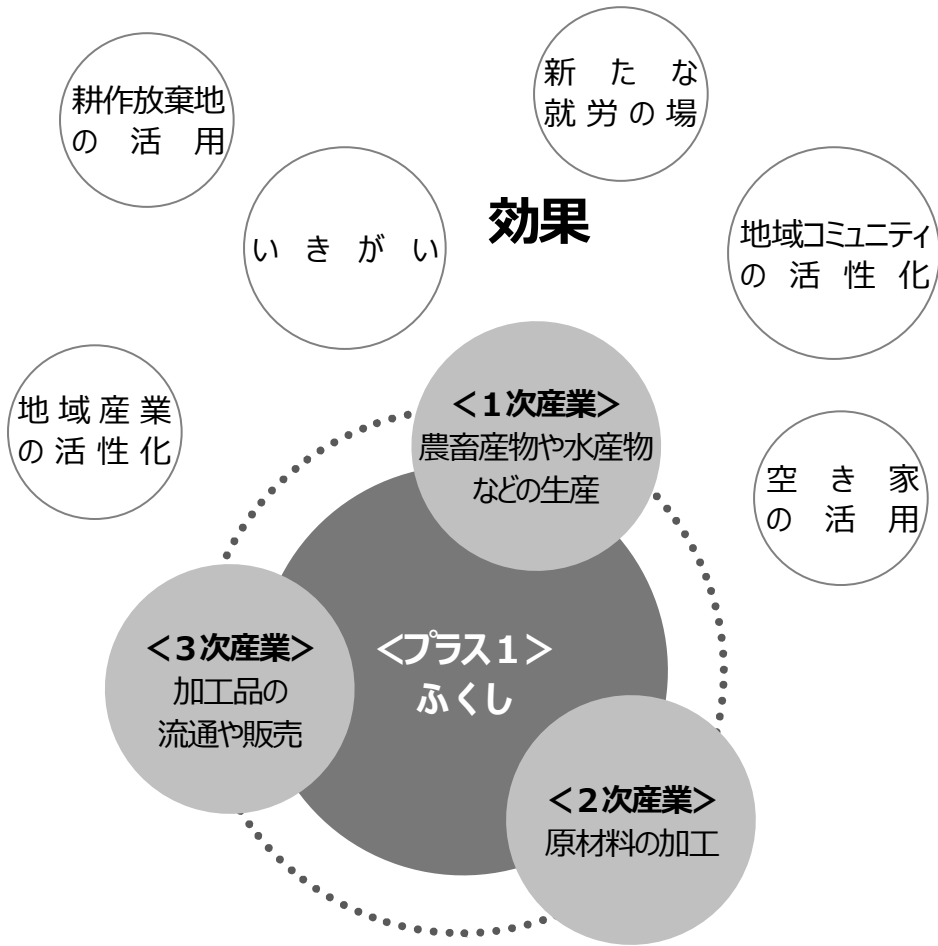
02

「ふくし」と他業種が融合した、“7次産業化”を促進します。

すでに、1次産業（農畜産物や水産物などの生産）、2次産業（原材料の加工）、3次産業（加工品の流通や販売）を一体的に行う6次産業化の取り組みは全国で行われています。
この6次産業に「ふくし」の視点をプラスして、新たな価値観を創出することを、この計画では“7次産業”と位置づけ、「ふくし」の視点を加えた取り組みによる地域コミュニティの活性化をすすめます。
この“7次産業”では、障がいのある人や高齢者の就労の場づくりのほか、耕作放棄地や空き家の活用など、さまざまな効果が期待できます。
“7次産業”の促進による元気な地域づくりをめざし、「ふくし」の視点によるさまざまな取り組みに挑戦します。

○福祉と他業種の融合＝7次産業化（イメージ）

6次産業（1次産業×2次産業×3次産業）＋ふくし＝7次産業



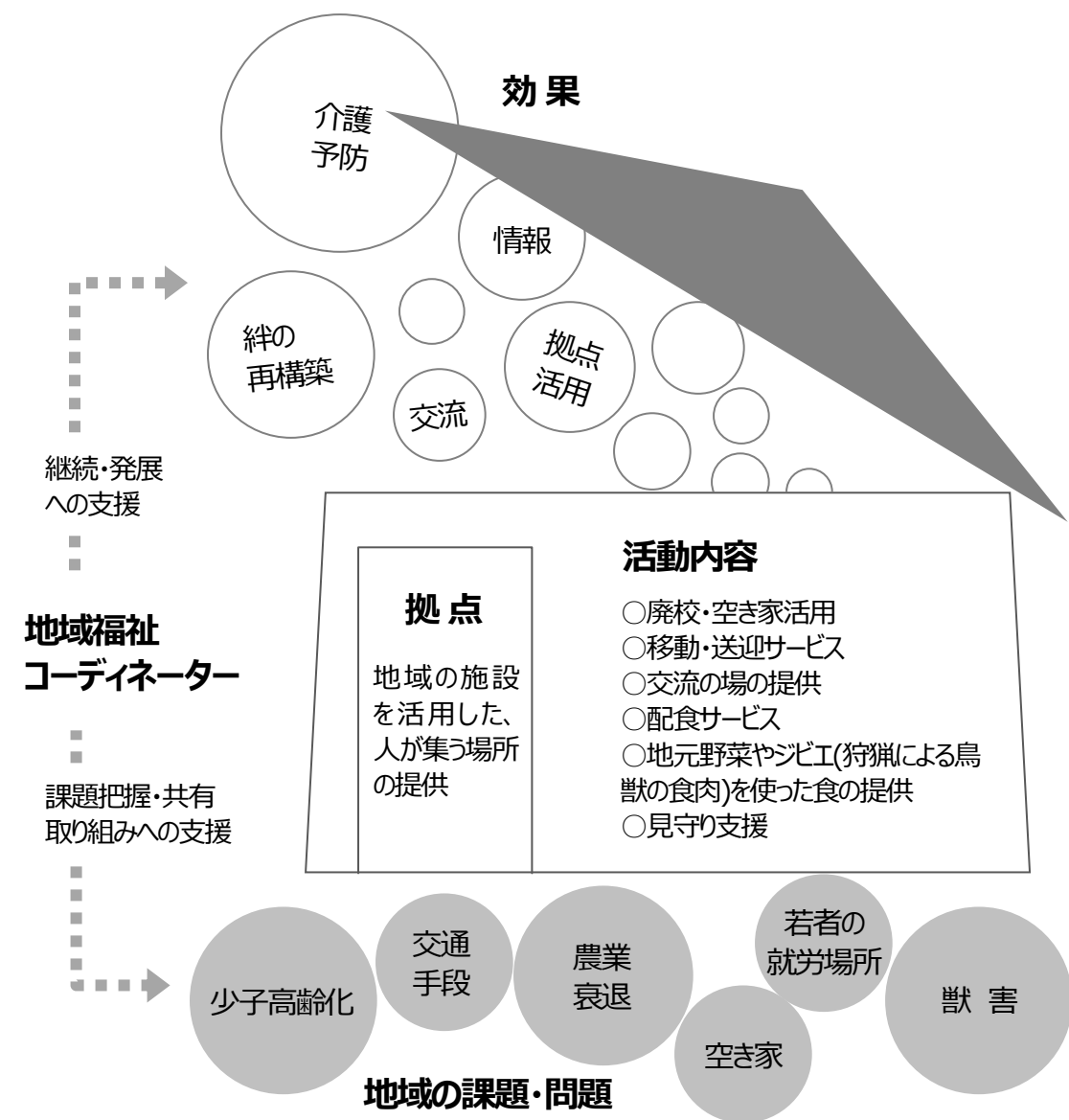
03 地域の施設を活用した、課題解決に向けた取り組みをすすめます。

少子高齢化、人口減少がすすむ中、地域の活性化をめざした取り組みとして、支え合いや防災、ボランティアの活動が増えてきています。
そして、これらの取り組みのいくつかは、地域、社会福祉協議会、行政などが協力し合って、地域にある使われなくなった施設や公共施設を活用しすすめられています。
今後も、地域にある施設を有効利用した、地域コミュニティ機能を高めるための取り組みや地域課題の解決に向けた取り組みを支援します。

04 地域の活性化に向け、活動事例の情報提供を行います。

地域には、交通問題や空き家問題、獣害や農業の衰退、さらには若者の就労場所が少ないなどの課題や問題があります。
空き家問題などは、地域の拠点としての活用にとどまらず、移住者対策に活用することで地域の活性化につながることを期待されています。
すなわち、これまで課題・問題とされていたことが、新たな取り組みによって地域の活性化などにつながることもあるということになります。
地域の活性化に向け、地域で取り組まれている活動事例などの情報提供とともに、課題把握から空き家などの地域施設の活用、事業展開までの継続した支援を行います。

○地域拠点を活用した地域課題解決に向けた取り組み（イメージ）



07-3-5

5 地域福祉活動を支えるしくみづくりをすすめます。

01

社会福祉法人や事業者の
地域福祉貢献活動を推進します。

社会ニーズが多様化・複雑化する中、地域を構成する事業者（企業など）には、積極的な地域貢献活動が求められており、とりわけ社会福祉法人には、公益性と非営利性を備えた法人として、他の事業主体では対応できない、地域公益活動が求められています。

伊賀市では、社会福祉法人、行政が連携し、社会福祉法人による地域公益活動の検討を行う「社会福祉法人連絡会」の立ち上げ、活動をすすめます。

あわせて、社会福祉法人や事業者による地域福祉ネットワーク会議への積極的な参画に向けた取り組みをすすめます。

02

地域福祉財源の循環のしくみづくりを
すすめます。

地域における地域による地域福祉活動を高めるためには、地域のニーズ把握をする人、支援・協力・参加する人、助成により活動する人など、すべての人が参画できるしくみづくりが必要です。

地域福祉の推進に向け、共同募金や寄付金などの地域福祉財源が、地域福祉活動に助成される循環のしくみづくりをすすめます。

- 地域福祉財源の循環のしくみづくりに向けた取り組み
- 1) 地域の資金ニーズの把握や市民参画に向けたしくみづくり
 - 2) 申請による助成のほか、緊急な課題に対応できるしくみづくり
 - 3) 「配分」から「活動助成」への視点の変換に向けたしくみづくり
 - 4) 身近な募金プログラムの検討（寄付付き商品の開発など）
 - 5) コミュニティファンド※38の創設支援



【5つの充実】
③ 地 域 福 祉
コ ミ ュ ニ テ ィ

※38 「コミュニティファンド」は、銀行などの金融機関ではなく、任意の団体が、市民や企業などからお金を集めて、地域社会貢献を目的とする地域に根ざしたコミュニティビジネスや市民活動事業などに対して出資するしくみです。

4 福祉総合相談における支援・コーディネートのしくみづくり

【5つの充実】
④ 支援・
コーディネート

1 生活困窮者自立支援のしくみづくり 085

2 子ども・子育て支援のしくみづくり 087

3 障がい者への総合的な支援のしくみづくり 089

4 地域予防のしくみづくり 091

5 認知症支援のしくみづくり 093

6 権利擁護のしくみによる支援 095

高齢化がすすみ、また生活課題も複雑化している現在では、相談件数も年々増加しています。

また、相談内容も、子育て、障がい、介護、健康、生活困窮などの問題が複雑にからみあっていたり、認知症や虐待に関する相談が増えています。

このような中、伊賀市では、2014(平成26)年度から、「分野を問わない福祉の総合相談窓口」となる地域包括支援センターを中心とした、福祉総合相談体制をスタートしており、“個人支援・家族支援”の視点で、行政をはじめ、社会福祉協議会や各専門機関、地域や個人のつながりなど、伊賀市全体で一人ひとりの問題に対応しています。

この計画では、このような総合相談体制をすすめている中で、2025年問題に対応すべく、今後5年間で整える、「新たに整える必要がある支援のしくみ」や、「さらに充実させる必要のある支援のしくみ」を示します。

07-4-1

1生活困窮者自立支援のしくみづくり

01

本人の自立と
尊厳の確保をめざします。

生活困窮者※39は経済的な困窮のほか、社会的孤立や孤独、社会からの排除などによる社会とのかかわりに関する不安、などさまざまな生活のしづらさを抱えています。

生活困窮者自立支援制度では、生活困窮者の自立と尊厳の確保をもっとも重要な目標とします。

そして本人の意志に基づき、本人と支援者が協働して支援プランを作成し、本人を主体として自立に向けた取り組みをすすめます。

02

自立をサポートする地域づくりを
めざします。

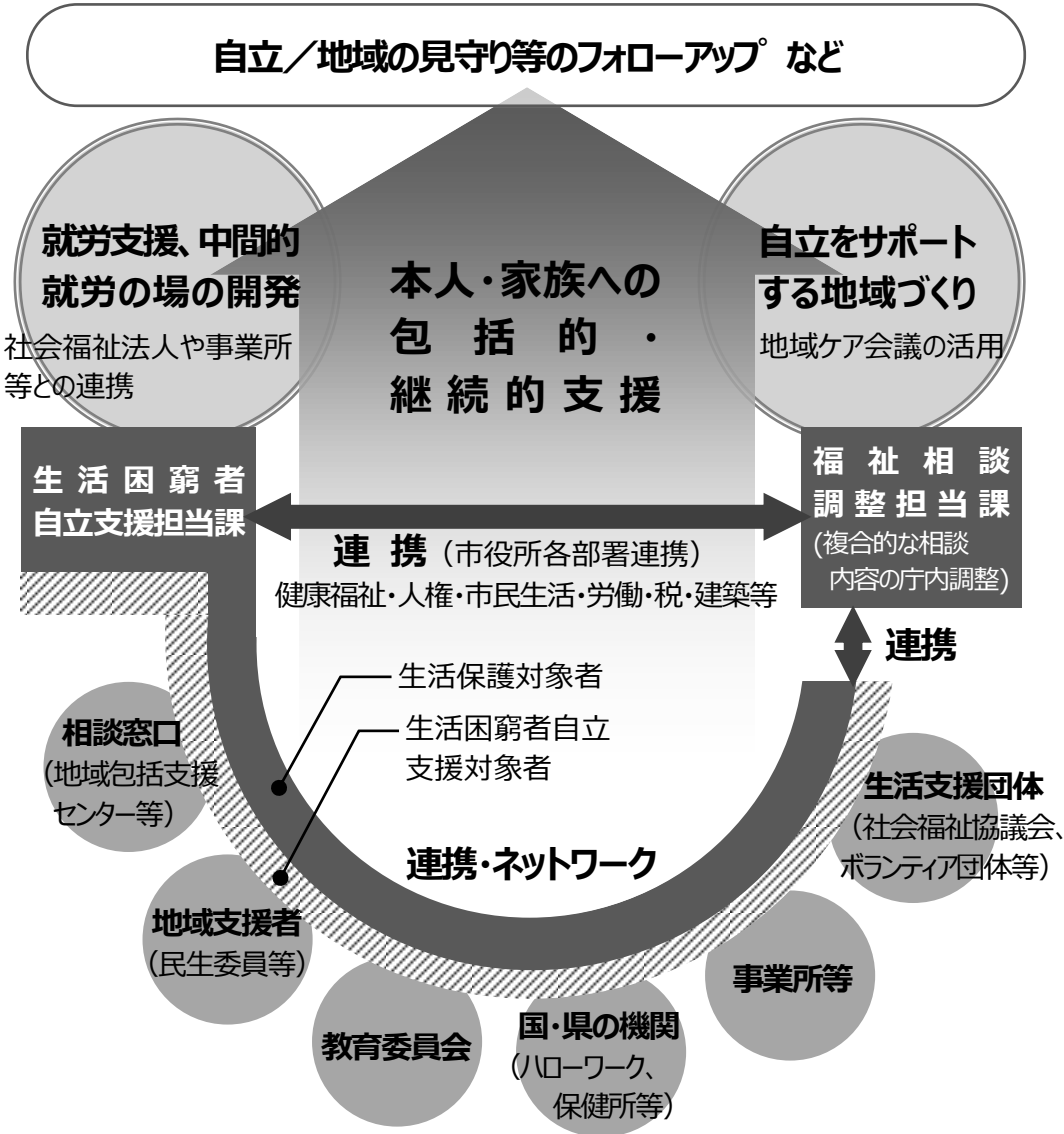
地域全体で、生活困窮者の自立に向けた支援ができるしくみづくりをすすめます。

○自立に向けて、ハローワーク等と連携し求職活動の支援を行います。
また事業所等と連携し、就労訓練の場(いわゆる中間的就労)の開発をすすめます。

○生活困窮世帯への支援として、教育委員会等との連携により子どもの学習支援を行い、貧困の世代間連鎖を予防します。

○地域ケア会議において関係機関や地域支援者との連携をはかり、生活困窮者が切れ目なく支援を受けることのできる地域づくりを行います。

○生活困窮者自立支援のしくみ



※39 「生活困窮者」は、生活困窮者自立支援法において、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされています。生活困窮者は、実際には複合的な課題を抱えており、経済的困窮の背景として、社会的孤立や孤独、社会からの排除が重なるケースも多いと考えられています。

【5つの充実】
④ 支援・
コーディネート

01

子育て支援の「場」の充実をめざしたしくみづくりをすすめます。

近年、核家族化や地域のつながりの希薄化により、祖父母や周囲の人たちからの子育てへの助言や支援、協力を得ることが難しいこともあります。

子どもは家庭だけではなく、地域全体で見守り、育んでいくことが大切です。

保育所(園)、幼稚園、子育て包括支援センターや8ヶ所の子育て支援センターが地域の子育て支援の「場」としての機能をさらに充実し、さまざまな相談に応じられる体制を確保することが重要です。

さまざまな悩みに対し、多様な窓口で多様な方法による相談が受けられるしくみづくりと、関係機関による情報共有のしくみづくりをすすめます。

02

適切な機関につなぐ「人」が、あなたの子育てをサポートします。

安心して、子どもを生み育てるためには、妊娠、出産期から途切れのない支援が重要です。

そのため、保育所(園)、幼稚園、子育て包括支援センターや8ヶ所の子育て支援センターを含む「地域」と、地域の支援者や専門的な相談支援機関、地域の活動団体などの「窓口」とのパイプ機能の充実を図ります。

「地域」と「窓口」をむすぶパイプ役となる、保健師や社会福祉士、保育士、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー※40などによる連携を強化し、安心して生活できるまちづくりをすすめます。

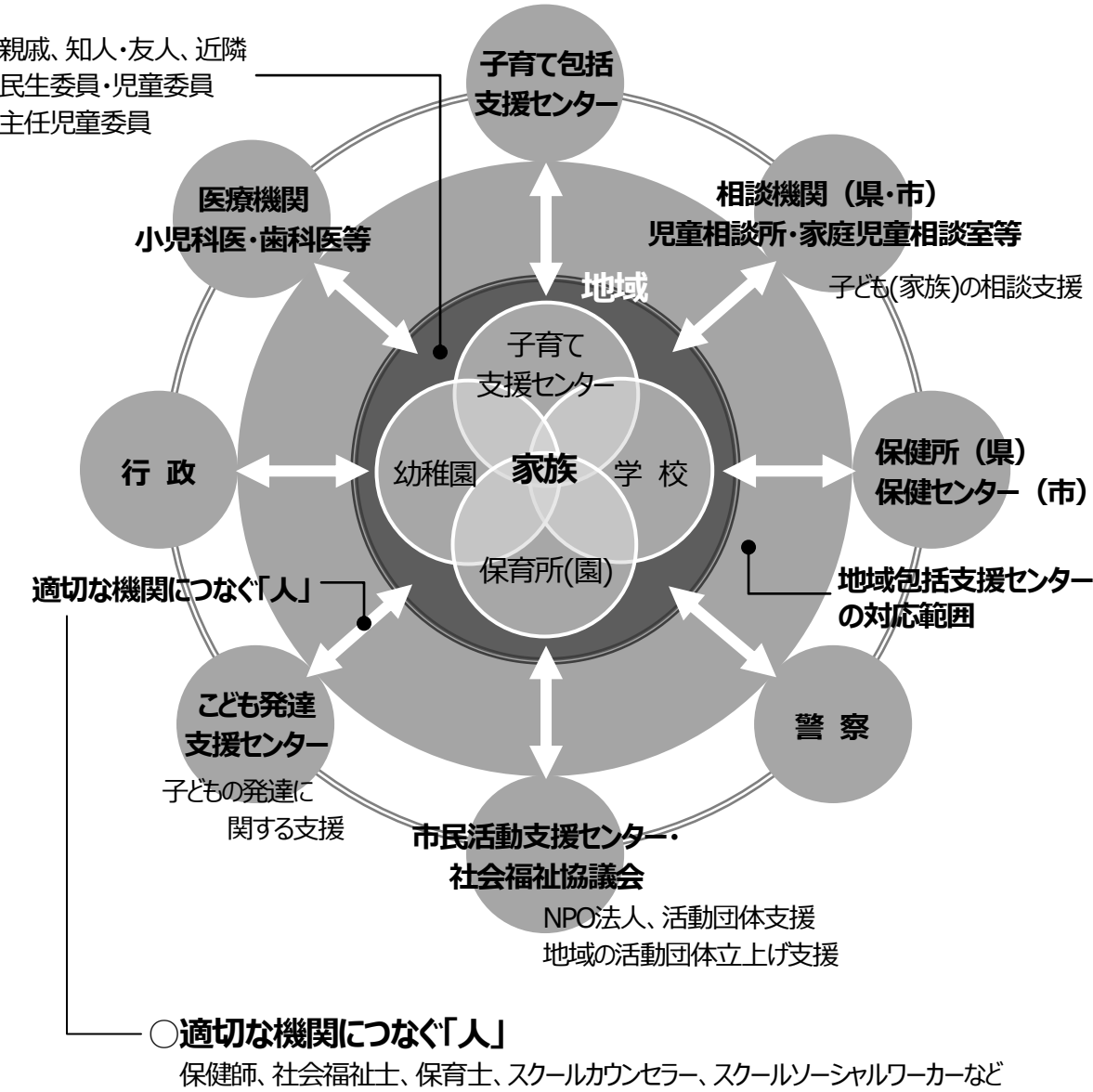
また、伊賀市の子育て情報サイト「ママフレ」などにより、充実した行政サービス情報の提供に努めます。

伊賀市 ママフレ

検索



○子ども・子育て支援のネットワーク（イメージ）



※40 「スクールソーシャルワーカー」は、児童や生徒が学校や日常生活で直面する苦しみや悩みについて、福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職をさします。現在、伊賀市では、必要に応じて三重県教育委員会に派遣依頼し、適切な機関につなぐなどの支援体制をとっています。

01

早期から専門的な個別支援が行える体制を整えます。

すべての子どもが健やかに成長し、誰もが等しく乳幼児期の教育・保育を受け、自分らしく生きるためには、乳幼児期の早いうちから、見守りや発達に合わせたサポートをしていく必要があります。

今後、教育委員会、保育所(園)、幼稚園、小中学校、こども発達支援センター等の専門機関が連携を強化し、身近な地域で個別の専門的な療育を早期に受けられるよう、療育センター機能を備えた支援体制を整えていきます。

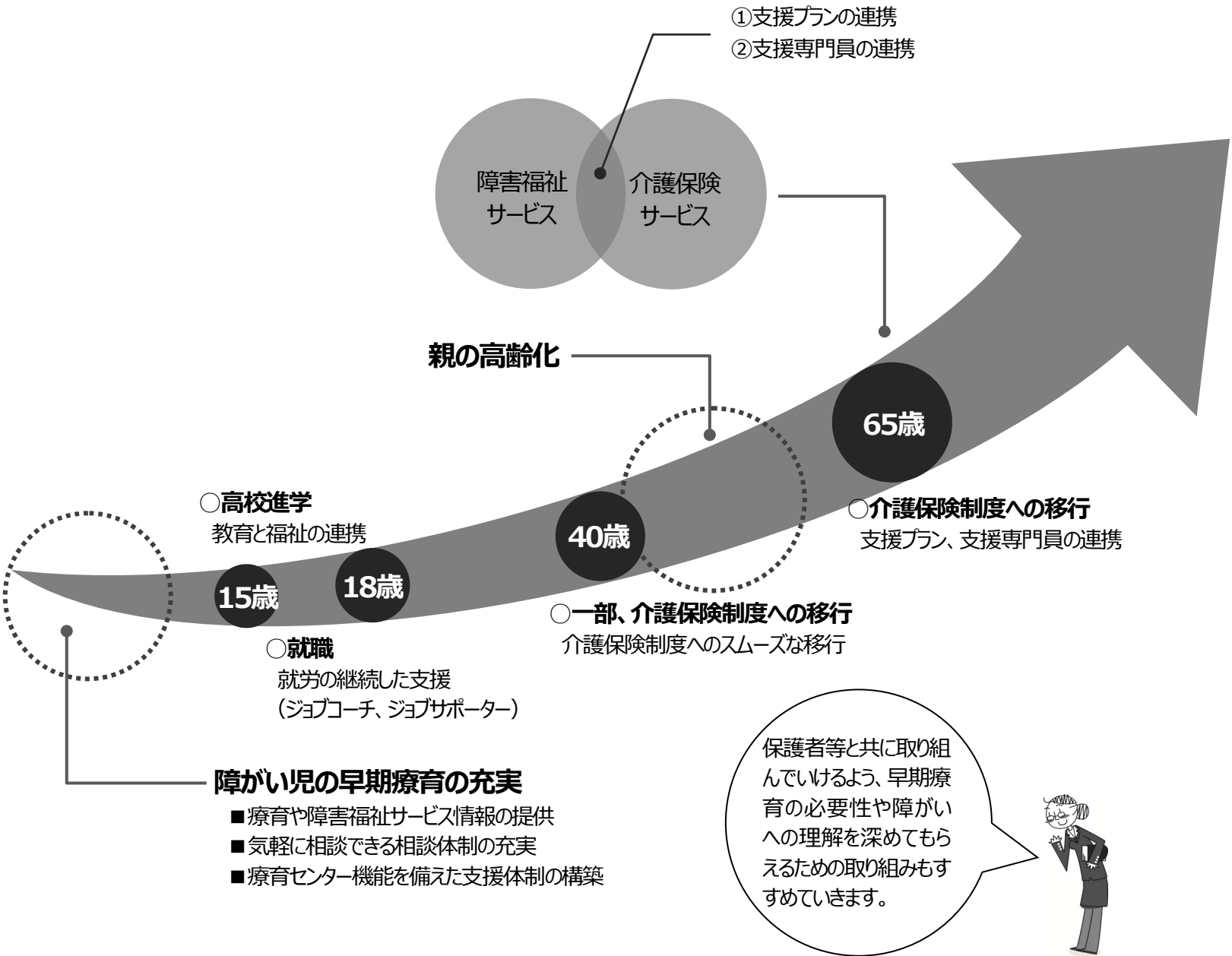
02

支援プラン、支援専門員の連携を強化します。

障がいのある人には、65歳到達時に「障害福祉サービス」から「介護保険サービス」に移行する人もことから、スムーズな制度移行が求められています。

支援制度が移行することになっても、安心して生活できるよう、障害福祉サービスに関するプラン作成を行う相談支援専門員と、介護保険サービスに関するプラン作成を行う介護支援専門員(ケアマネジャー)による連携を強化します。

○障がいのある人への一生涯を通じた支援のしくみ（イメージ）



01

“ありがとう”を言い合えるまちづくりを
すすめます。

誰もがいつまでも住みなれた地域で暮らし続けるためには、制度による公助とあわせて、自助・互助・共助のしくみづくりが大切です。

伊賀市では、できるだけ医療や介護が必要とならないための、個人や地域による活動を「地域予防」と捉え、そのしくみづくりをすすめていきます。

楽しく歳をとるためには、「出かける・楽しむ・役割をもつ」ことが、大切な要素と考え、すべての市民が地域での日常生活を楽しみ、“ありがとう”と言い合えるまちづくりをすすめます。

このようなまちづくりに向け、社会福祉協議会の地域福祉コーディネーター、地域包括支援センター職員、市の保健師などが連携して地域支援をすすめます。

02

あなたの“地域デビュー”を応援します。

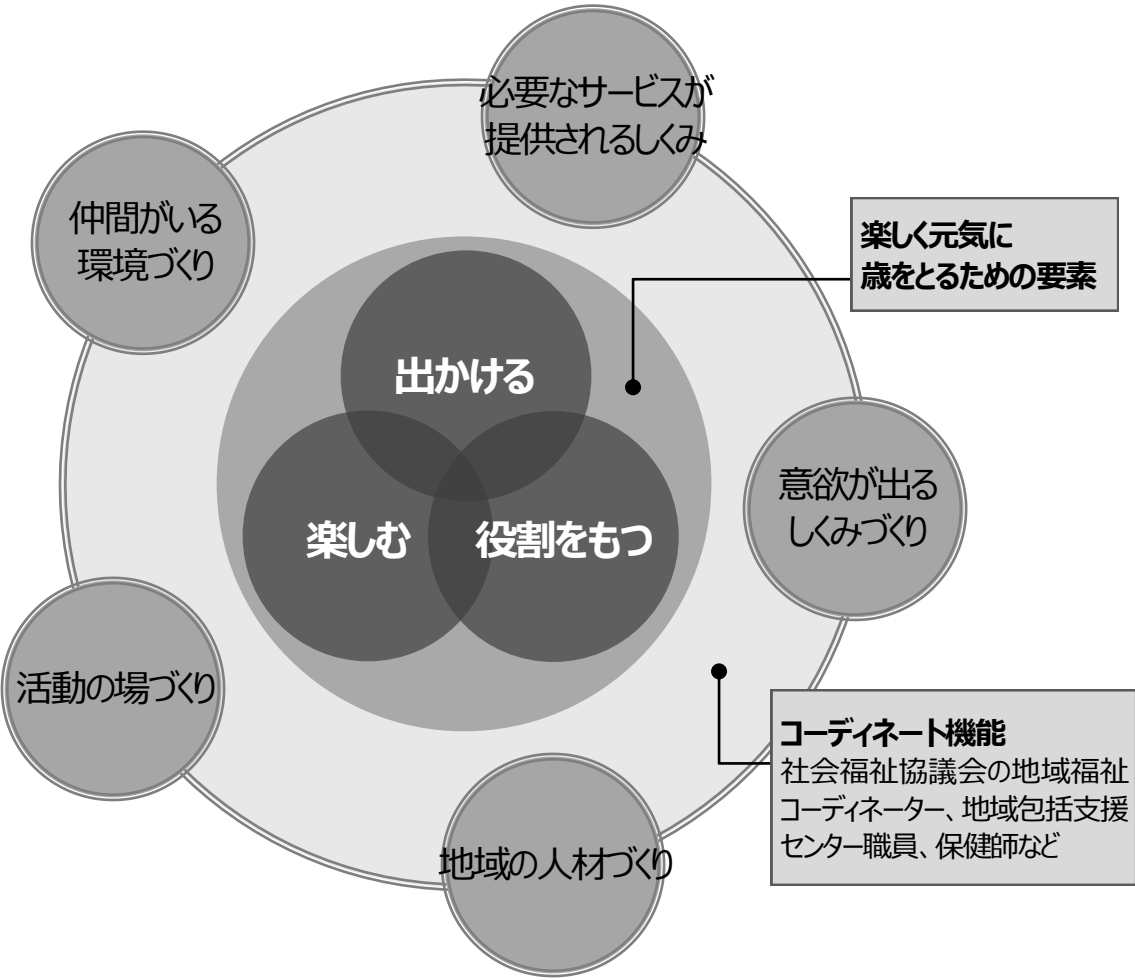
伊賀市でも高齢化がすすんでいます。介護保険の要支援・要介護の認定率は、およそ22%～25%で推移※41するとされており、約4人に3人は元気な高齢者です。

高齢化がすすむ中においては、趣味や地域活動への参加、ボランティア活動、シルバー人材センターへの登録など、シニア世代(中高年・高齢者)の人が、これまでの人生で培ってきた知識や経験、技術などをいかし、地域社会の担い手として活躍する“地域デビュー”が期待されています。

“地域デビュー”は、これからの生き方を自分自身で決められるチャンスでもあり、活動を通じて出会った仲間とのつながりは、安心感にもつながり、介護予防、認知症予防にもつながります。

地域社会は、あなたの“地域デビュー”を待っています。

○めざす地域予防の姿（イメージ）



【5つの充実】
④ 支 援 ・
 コーディネート

※41 65歳以上の高齢者に占める要支援・要介護認定率の推計は次のとおりです。（伊賀市高齢者輝きプランから抜粋【2013(平成25)年10月現在】）※2014(平成26)年は実績

2014(平成26)年:22. 1%	2015(平成27)年:22. 8%	2016(平成28)年:22. 9%
2017(平成29)年:23. 0%	2020(平成32)年:23. 9%	2025(平成37)年:25. 2%

01

認知症になっても、地域で暮らせる支援のしくみをつります。

認知症の人とその家族が、安心して地域で暮らすことができるよう、認知症の症状に応じたサービスの流れや地域資源の情報が入手できる「認知症ケアパス」の普及・啓発に取り組めます。

また、認知症も早期発見・早期治療が大切であることから、地域包括支援センターに設けた「認知症初期集中支援チーム」により、認知症の疑いがある人や認知症の人、その家族への初期の支援を包括的・集中的に行います。

認知症の人やその家族への支援は、専門的な支援のしくみとあわせて、地域ぐるみでの取組みが大切となってきます。

今後も、認知症の人を地域で支えあうため、認知症サポーター等の人材育成や地域における見守り体制づくり、認知症の人と介護者の居場所づくりなどに取り組めます。

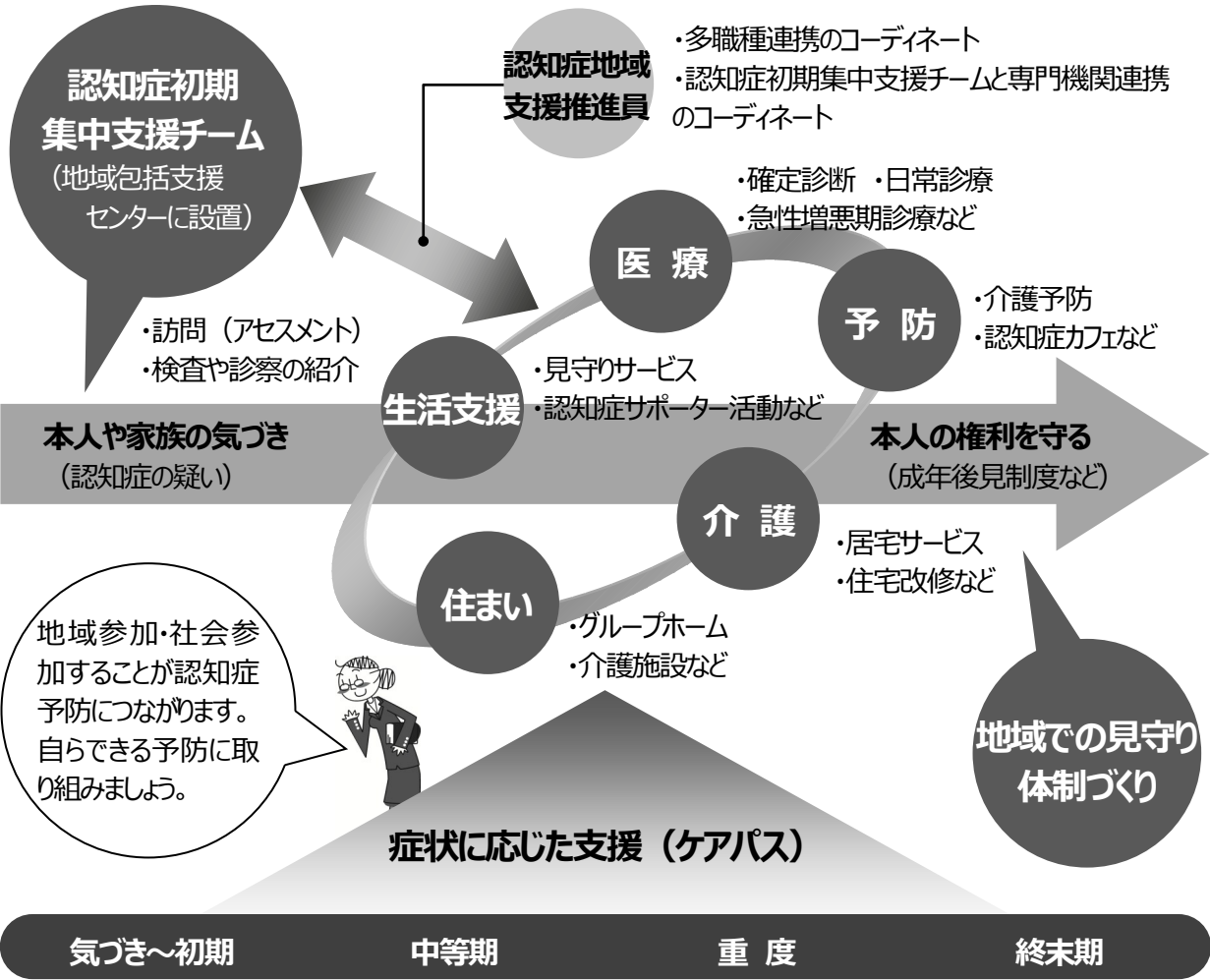
02

支援のコーディネートをする推進員がいます。

認知症の人への支援は、医療機関や介護サービス事業所、地域の支援機関などが連携して行う必要があります。

伊賀市では、すでに事業所や支援機関、認知症初期集中支援チームなどの連携をコーディネートする「認知症地域支援推進員」を、行政(地域包括支援センターを含む)に設置していますが、今後も、支援体制の強化とあわせて、認知症地域支援推進員を増員・充実していきます。

○認知症支援のしくみ（認知症ケアパスのイメージ）



01

自分らしい生活に向けたサポートのしくみを整えます。

支援が必要な人が判断能力が低下したときのサポートとして、民法に基づき支援を行う「成年後見制度」や、福祉サービスの利用や預貯金の管理、大切な書類の管理で心配な場合、社会福祉協議会がお手伝いをする福祉サービスの「日常生活自立支援事業」があります。

いずれも、個人の権利を尊重し、自分らしい生活をするために必要な支援で、「権利擁護」という考え方に基づく支援方法です。

成年後見の担い手(後見人)には、親族、専門職、市民、法人がありますが、親族による支援(親族後見人)の割合は、全国で約35%※42であり、親族以外の後見人による支援が多い状況となっています。

今後も、成年後見制度や日常生活自立支援事業の適切な運用により、さまざまな理由で、本人だけの力では判断や決定ができない人への支援のしくみ(＝権利擁護のしくみ)づくりをすすめます。

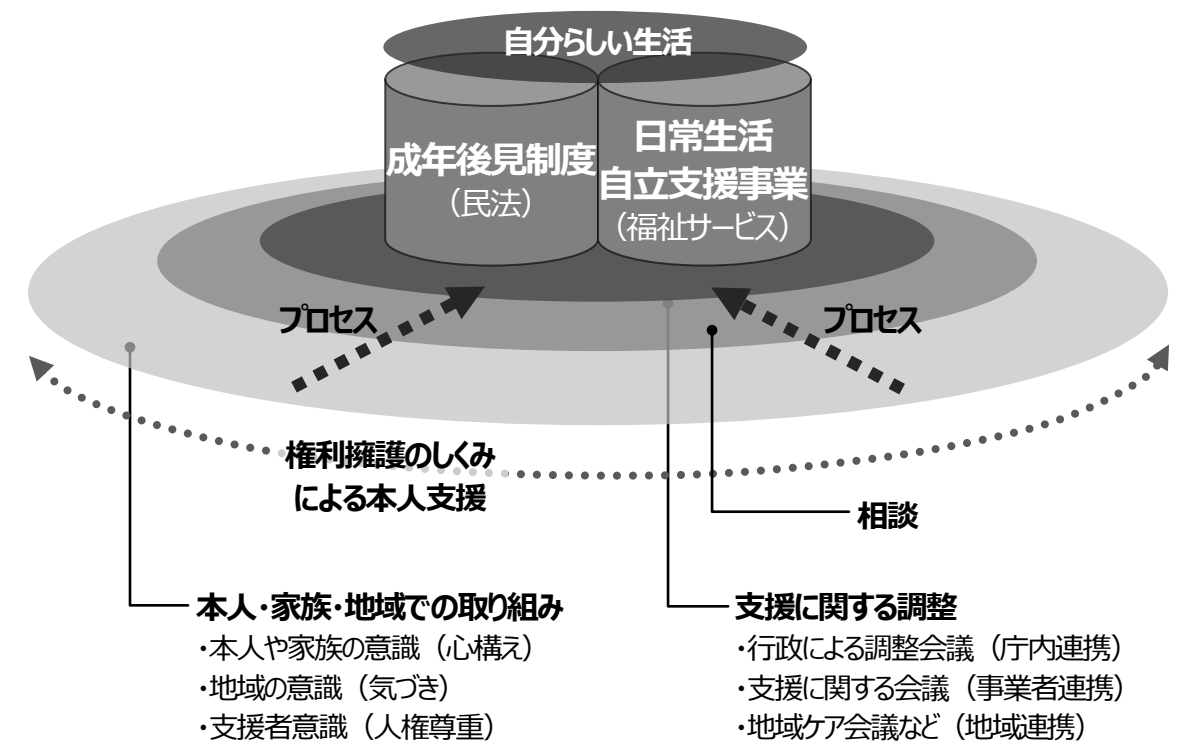
02

本人や家族、支援者の意識、地域の気づきが大切です。

成年後見制度や日常生活自立支援事業は、日常生活のセーフティネットとなる支援の方法(ツール)の一つです。

すべての市民の自分らしい生活のための支援方法とするためには、本人や家族の心構え、地域による気づき、支援者の人権尊重の意識を高めていくことが大切であると考えます。

○権利擁護にかかる制度・事業(イメージ)



○成年後見制度とは？

・認知症や精神障がい、知的障がいなどの理由で判断能力が不十分な人が、財産管理やさまざまな契約を行うときに、判断がむずかしく不利益をこうむったり悪徳商法の被害者となることを防ぎ、管理と財産を守り、支援する制度です。
・将来の判断能力の衰えに備え、法律行為を本人に代わって行う人をあらかじめ自分自身で決めておく「任意後見制度」もあります。

○日常生活自立支援事業とは？

・日常生活自立支援事業は、日常生活の判断能力に不安がある人に、福祉サービスの利用手続きや日常生活費の管理、年金証書などの大切な書類の預かりなどのお手伝いをするものです。
・サービスは本人との契約により、社会福祉協議会が行います。

※42 成年後見関係事件の概況－平成26年1月～12月－(最高裁判所事務総局家庭局)では、「成年後見人等(成年後見人、保佐人及び補助人)と本人との関係を見ると、配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族が成年後見人等に選任されたものが全体の約35.0%(前年は約42.2%)となっている。」と報告されています。

5 社会福祉法人・事業者・社会福祉協議会・行政連携のしくみづくり

01

オール伊賀市で、福祉のまちづくりに取り組みます。

市民、地域にとって福祉が充実したまちづくりをすすめていくためには、福祉のまちづくりを側面的にサポートしている、社会福祉法人、事業者、社会福祉協議会、行政の連携が重要になります。

市がめざすまちづくりの方向性や施策などを示す中で、社会福祉法人による地域貢献活動、社会福祉協議会による地域づくり支援や市民生活のセーフティネット活動とあわせて、事業者による地域との関わりを高める取り組みをすすめ、オール伊賀市で福祉のまちづくりを推進します。

02

“ふくし創造”のまちづくりに向けた連携をすすめます。

社会福祉法人、事業者、社会福祉協議会は、市民、地域にとって、身近な交流の場の一つとして、市民が気軽に集い、語り合うことで、出会い、気づき、つながりが生まれ、新たな発想・取り組みにつながることが期待できます。

特に、地域の福祉拠点でもある社会福祉法人や社会福祉協議会は、その役割を担うことが求められ、あわせて、地域の事業者、とりわけ医療や介護にたずさわる事業者は、地域との関わりを高める取り組みが求められてきます。

社会福祉法人、事業者、社会福祉協議会、行政が、それぞれの役割を担う中で、情報を共有し、“ふくし創造”のまちづくりに向けた連携をすすめていきます。

○社会福祉法人・事業者・社会福祉協議会・行政の連携と役割（イメージ）

